

市長が定める焼却の方法

平成23年3月1日

長野市環境部長

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成22年長野市規則第45号）第29条第2項第2号に規定する市長が定める方法は、以下のとおりとする。

- 1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 2 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- 3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。